

産業建設委員会会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日時 令和 7 年 9 月 1 2 日（金曜日）
午前 1 0 時から午後 1 時 5 6 分まで
場所 第 4 委員会室

日程

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 付託された議案の審査
 - （１）議案第 6 9 号 土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正について
 - （２）議案第 7 1 号 土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
 - （３）議案第 7 4 号 土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について
 - （４）議案第 8 1 号 市道の路線の廃止について
- 4 報告事項
 - （１）入札案件について
 - （２）工事発注状況報告について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（ 8 名）

委員長	今野	貴子
副委員長	吉田	直起
委員	竹内	裕
委員	寺内	充
委員	海老原	一郎
委員	平石	勝司
委員	下村	壽郎
委員	島岡	宏明

欠席委員（ 0 名）

説明のため出席した者（１５名）

産業経済部長	羽成 健之	都市政策部長	飯泉 貴史
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	佐々木 啓
農林水産課長	岡田 将之	都市計画課長	齋藤 仁志
都市整備課長	石引 康博	公園・施設管理課長	中島 賢市
建築指導課長	市村 俊宏	道路管理課長	三浦 誠
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	和田 利昭
下水道課長	飯塚 照秋	水道課長	滝田 昌暁
農業委員会事務局長	室町 和徳		

傍聴者 ０名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○今野委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日、委員会室内においては、体調管理のために水分補給を許可いたします。本日は、はじめに委員会に付託されました議案の審査を行い、つづいて、分科会に付託されました令和７年度補正予算、令和６年度決算の認定について審査を行います。発言の際は、会議録作成のため、マイクの使用をお願いします。資料は、サイドブックスの「本会議」「令和７年」「第３回定例会」「事前配布資料」「議案第６４号～議案第８１号」の２２ページをお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数を示していただきますようお願いいたします。それでは、（１）議案第６９号土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正について、説明をお願いします。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。資料の２２ページをお願いいたします。議案第６９号土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正について、御説明いたします。今回の条例改正ですが、本条例で引用しております電気通信事業法及び文化財保護法が一部改正されたことに伴い、発生した文言や条項ずれについて、整合を図るもととともに、あわせて字句の修正を行うものとなってございます。施行日は公布の日からとなります。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 では、お諮りいたします。議案第 6 9 号土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第 6 9 号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第 7 1 号土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、説明をお願いします。

○滝田水道課長 水道課でございます。2 6 ページをお願いいたします。議案第 7 1 号土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてをお願いいたします。本案の改正でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、当条例の一部改正を行うものでございます。内容でございますが、現在の部分休業は、1 日 2 時間まで取得可能ですが、これに加え 1 0 日間相当の時間休が取得可能となり、どちらか選択できるようになるものでございます。また、介護時間につきまして、土浦市水道事業就業規則に 1 日 2 時間まで取得可能と明記されていることから、文言の整理を行うものでございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りします。議案第 7 1 号土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第 7 1 号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第 7 4 号土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について、説明をお願いします

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。資料の 4 2 ページをお願いいたします。議案第 7 4 号土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について、御説明いたします。この条例は、歴史的、景観的に価値のある建物について、その価値を損なうことなく、増改築等を実施できるように、建築基準法の適用を除外するための規定を整備するものです。歴史的、景観的に価値のある古い建物でも、増改築などをする際には、国宝や重要文化財などを除き、現行の建築基準法に適合させる必要がありますが、その価値を損なわずに現行法に適合させるのは難しく、歴史的建築物等が適切に保存、活用されない

ことが懸念されています。そこで、国宝や重要文化財と同様に建築基準法の適用を特例的に除外するため、建物の安全性を個別に検証し、特定の歴史的建築物の価値を守りながら活用し、未来へ継承していくことを目的としております。その手続き等を定める条例となつてございます。施行日は令和7年10月1日となります。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はありませんか。

○寺内委員 歴史的建築物はいいのだけれど、歴史の小径というのを整備したよね。中央一丁目の所ね。あそこの所は坂になっているんだよね。裁判所に向かって坂になっているの。そうすると、車が出入りするものだから、ちょうど出た所が水たまりになっちゃうんだよ。歴史の小径というのだったら、整備した後になんていくなかを見ないと、何のために整備したかが分からないよ。雨の日は通らないんだよ、水たまりになっているし、道は狭いから。だから、そういう所は見て、直してやってください。そうでないと、蔵の所から、例えば、土浦城に行くまでの間の所を通ってください、そのために歴史の小径だということでは整備したわけだから、そういう所もちゃんと見て、やっといてくれないと。そこだけは指摘しておきますから、よろしくお願いします。答弁はいいよ。

○海老原委員 この条例には、本市の歴史的な街並み及び文化を形成する重要な要素というのがあるのだけれど、例えば白鳥の富岡家住宅も、こういうものの対象に入るのかどうかを教えてください。

○齋藤都市計画課長 富岡家住宅につきましては、茨城県指定の有形文化財になってございます。それにつきましても今回の条例の対象となりますので、活用ということがあれば、この条例の適用が可能となります。

○海老原委員 確認なんだけど、富岡家住宅に限らず、小山崎の岩瀬家住宅。岩瀬家住宅も、単独の建物でも対象になるということではいいのかな。

○齋藤都市計画課長 今回条例の対象となりますのが、文化財保護法に基づく登録有形文化財とか、あとは景観重要建造物、歴史的風致地区建造物などがありまして、そういう対象になっている建物であれば、今回の条例の対象になるというような形でございます。なので、先ほどの小山崎の岩瀬家住宅につきましては、文化財保護法の登録有形文化財になっているということで、今回の条例の対象になるというような形でございます。

○竹内委員 そもそも歴史的建築物というのは、市内には何箇所あるのかが1点。あと、私は宍塚のお寺の防火訓練、沖宿町のお寺の防火訓練、出られる防

火訓練は、見に行っているんです。そういうようなことを教育委員会と連携をしてやるのだろうけれども、年に何箇所ぐらiyorっているのか。そういうことをやらないと、一生懸命に保存及び活用をする条例で、ここにも書いてあるけれども、防火避難と書いてある以上、防火訓練も常々していないといけないということですから。

○齋藤都市計画課長 まず件数ということでございますが、トータルの件数は数えておりませんで、例えばということで、西真鍋町の一色家住宅、先ほどの小山崎の岩瀬家住宅、旧大徳家、旧野村のさとう店、まちかど蔵、矢口家住宅、それからあとは土浦城址の建物などいくつかございます。なので、トータルが何件かというのは申し訳ございません、数えていない状況です。また文化財の防火訓練につきましては、今回の条例を制定しますと、本来であれば、建築基準法に適合させるために、防火規定とか避難規定も増改築する際に、現行法に当てはめなくてはいけないのですが、それに代わる措置を取ることで、今の形を維持していくことができるということになります。その中で、ハード的な、建物を対応できるように改修するというもののほかに、先ほど委員がおっしゃいましたように、防火訓練を行うとか、周辺に消火栓のようなものを設置するとか、そういう代替案、ハード的な部分とソフト的な部分も含めて安全性を満たせるということになるのであれば、基準法の適用を除外してもいいだろうということです。これは建築審査会等のほうとかで審査されることとなりますが、ソフト的な部分も含めて、対応していくという形のものになります。

○竹内委員 欲を言えば、市内にある建築物の一覧表みたいなものを委員会ではお配りしたほうが優しいのではないかなと思うんだよね。歴史的建造物と言われても、何箇所あって、どこにあって、どういうことをやっているのかというのは、質問しないと分からないわけ。質問するにしても、どこにあるのかが分からなくては質問のしようがないので。あと防火訓練のやり方も、穴塚とかでやった時は小学生も入ったりしたよね。そういう、いろいろなことがあるので、まずはどこに、何が、何箇所あるのかというの出したほうが良いと思うんですが、いかがでしょうか。

○齋藤都市計画課長 場所がイメージしづらいということもございます。先ほど、海老原委員からもありましたように、個別の話や全体の話とかありますので、整理いたしまして、後ほど委員の皆様を送らせていただきたいと思います。

○今野委員長 よろしくお願ひします。それは本日中に間に合いますか。

○齋藤都市計画課長 あまり綺麗な形ではないかもしれないのですが、一覧となっているものが多少分散してありますので、それをスキャンなど何かをして

画像のデータかほかの何かになるかもしれませんが、送らせていただきたいと思います。今日中に間に合うようにしたいと思います。

○今野委員長 お手数をおかけしますが、なるべく今日中のほうが良いかと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 では、お諮りします。議案第 74 号土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第 74 号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第 81 号市道の路線の廃止について、説明をお願いします

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。94 ページをお願いいたします。議案第 81 号市道の路線の廃止について、御説明いたします。位置図で御説明いたしますので、96 ページをお願いいたします。市道の廃止路線の板谷 40 号線につきましては、都和児童館の南側に位置しております。延長 149.42 メートルの市道を隣接土地所有者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、道路としての機能がなく、払下げに支障がございませんので、市道の認定を廃止するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 では、お諮りします。議案第 81 号市道の路線の廃止について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。議案第 81 号は、原案どおり決しました。以上で、付託された議案の審査は終了いたしました。委員長報告に記載すべき御意見はございますか。

（「委員長一任で」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 承知しました。暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 17 分休憩）

（午後 1 時 46 分再開）

○今野委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。つぎに、報告事項です。サイドブックの資料は「ホーム」までお戻りください。「産業建設

委員会」「令和7年」「9月12日」をお開きください。それでは、(1)入札案件について順次、説明をお願いします。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。それでは、資料1の入札案件につきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。農林水産課の入札案件は、9月29日一般競争入札「農整工県単第5号西真鍋地区排水路整備工事」になります。当該排水路は以前から継続して整備を行っておりまして、今回の工事は掘削や埋戻しを行って、道路横断部分にボックスカルバートを設けるといった内容のものでございます。予定価格と期間については、資料記載のとおりとなっております。農林水産課の説明は以上となります。

○齋藤都市計画課長 つづきまして、都市計画課です。資料の3ページをお願いいたします。「スマートインターチェンジ地質調査業務委託」ということで、穴塚地内外におきまして、スマートインターチェンジにおける道路計画、設計及び施工を実施するための基礎資料として、土質や地質等の資料を得ることを目的に行う調査となります。予定価格、委託期間等につきましては、資料記載のとおりとなります。都市計画課は以上です。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き、御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては、1件でございます。4ページをお願いいたします。「市道千鳥ヶ丘9号線外改良工事」でございます。工事の場所につきましては、千鳥ヶ池の南側でございます。工事概要としましては、延長180メートル区間におきまして、現況幅員約2.1メートルの道路を計画幅員4.0から6.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。道路建設課は以上でございます。

○滝田水道課長 水道課でございます。5ページをお願いいたします。「水工配新工第4号神立中央五丁目地内配水管布設工事」でございます。この工事は、神立病院の東側の工事でございます。工事内容につきましては、口径75ミリメートルから250ミリメートルの配水管を519メートル区間、新設する工事でございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。「水工配更工第2号神立東二丁目地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、神立駅の東側付近における、老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリメートルから75ミリメートルの配水管を202メートル区間、更新する工事でございます。入札案件は、以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件につきまして、御質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つぎの、(2) 工事発注状況報告については、説明を省略いたしますので、各自、資料を御覧いただきますようお願いいたします。その他、執行部から報告事項はございますか。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。道路管理課からは、別添資料1、サイクルイベント「ツール・ド・茨城」について、御案内申し上げます。このサイクルイベントにつきましましては、以前にもお伝えいたしましたが、常磐自動車道や国道6号を補完するつくば市と大子町間を結ぶ縦断道路の整備促進を目的として、本市を含め7市町で組織する、つくば市・大子町間幹線道路整備促進協議会がでございます。この道路のPRのため、事務局であります笠間市が主体となり、つくば市から大子町にかけて、主に幹線道路を使ったサイクルイベントを行うものでございます。イベントの内容につきましましては、募集により参加を希望した100人が、オールコース130キロメートル、ハーフコース50キロメートルに分かれて、走破をするもので、このイベントの一環として、7市町の各首長がたすきリレーを行います。安藤市長におかれましては、8時40分頃に休憩所となる新治運動公園において、つくば市の五十嵐市長からタスキを受け取り、石岡のいばらきフラワーパークで谷島市長にタスキを渡す予定となっております。また、休憩所では参加者にれんこんどら焼き、土浦ツェッペリンカレーコロッケの配布を行います。委員の皆様もお時間がございましたら、是非会場までお越しいただければと思います。以上が、サイクルイベントの御案内でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件で、何かございますか。

○海老原委員 このイベントで、朝日トンネルは自転車はだめだね。あそこはどうするの。

○三浦道路管理課長 フルーツラインを登って、降りていくようなルートでございます。朝日トンネルは通りません。

○今野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 それでは、委員の方からは、その他で何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 以上のとおりとさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございます。お疲れ様でございました。以上で産業建設委員会を閉会いたします。